提出された意見とそれに対する市議会の考え方

令和８年 11 月

【案件名】呉市ケアラー支援条例制定について

	提出された意見	市議会の考え方（案）
①	第２条の定義にダブルケアラーの説明が抜けているのは，ヤングケアラーについては国の支援法に法的根拠があり，法律上「39 歳まで」との原則をおおむね 40 歳に達するまでと市議会の意思も入れて書き換えていると言うことは，ここでダブルケアラーの事を定義付けしていないのは，不備と思われます。 何故なら，ダブルケアラーの国の法的根拠はありませんし，県条例に有れば良いかもしれませんが，広島県も制定していませんので，再考が必要と思います。	この条例は，ケアラー全般の支援について記載するものです。 条例前文では，老々介護や老障介護などの介護の形態やダブルケアラーやヤングケアラーなど，ケアの種類が多様化・複雑化しているという，あくまで現状をお示しているものです。 「ワーキングケアラー」については，第６条でワーキングケアラーへの配慮を求めた条文があり，「ヤングケアラー」については，第８条でヤングケアラーに対する学校等の役割についての条文があります。 第２条は，各条文で記載のある固有名詞について，分かりやすくするために定義したものです。
②	議員発議で条例制定する以上は 13 条で条例施行の必要事項を執行権者である市長だけに委任するでなく，議会のチェック機能を条例内に盛り込む方が議員の責務を明確にできると思います。 例えば，議会は市長から報告を求めることができるとか。 (注)理念条例であるので，執行権者に委任した以上，議会がその後どう関わるかは議論が必要ですが，前文の「誰一人取り残さない共生社会の実現」の強い意志は市民代表の議会がどう関わるかと言う事を条例上示すことが議員発議の意味があると思います。	第 13 条は，条例の施行に必要な細目的事項を市長に委ね，行政での運営上において，必要な事項があれば，定められるようにしたものです。 条例に基づく施策の企画及び執行は，市長その他の執行機関が担い，議会は，予算及び決算の審議，議案審査，一般質問，委員会調査等を通じて，その実施状況を確認し，必要な提言を行うという役割を担っており，議会は，地方自治制度上の権限に基づき，必要に応じて確認・修正していくことを想定しています。 なお，施策の実施状況については，第 11 条の協議の場においても，協議されるところとなっています。
③	呉市ケアラー支援条例(案)に反対します。条例化は取りやめ，既存制度の運用改善と税負担の軽減を優先してください。あわせて，本案と役割が重なる呉市社会福祉協議会への事業集約か，補助金が過大な同協議会の見直し・廃止を求めます。 ケアの負担が重い世帯があること自体は否定しません。令和５年度の本市ケアラー実態把握調査でも，毎日ケアしている方が多く，負担感や健康への影響が示されています。	ケアラーが抱える課題は，介護，障がい，医療，教育，児童福祉，就労，生活困窮等の複数分野にまたがることがあり，個別制度の改善だけでは，制度間の連携，支援の早期把握及び切れ目のない支援について共通の考え方を確保することが難しい場合があります。 本条例案は，新たな給付制度や相談窓口を一律に設けるものではなく，既存制度を前提として，関係主体の基本的な役割と連携の方向性を定めるものです。

	しかし「課題があるから理念条例を増やす」は別問題です。本案は定義が広く，市・事業者・学校・関係機関に役割を割り振り，計画への明記・協議の場・財政措置まで置く枠組み条例です。一度制定すれば，今の議員が交代しても，国政が変わっても，条文は残り，予算と事務は増えやすい。これが反対の第一の理由です。	条例の施行に伴い，既存の各種計画の調整や，協議の場の運営など，一定の事務は必要になりますが，ケアラー支援が社会全体で支えるべき課題であることを示せますし，ケアラー支援を市全体で総合的かつ効果的に行えるようになると考えているため，本条例を制定することとしています。 呉市社会福祉協議会への助成，委託及び組織の在り方についての検討は，別途判断すべき事項であるため，このたび行う予定としていません。
④	定義が広すぎ，行政の介入範囲が際限なく広がる 案第２条の「ケアラー」は，高齢・障がい・疾病等により援助を要する家族，友人その他身近な人へ無償でケアする者です。ヤングケアラーはおおむね 40 歳まで，ワーキングケアラーは仕事をしながらケアする者です。対象が「要介護認定を受けた親族を介護する人」に限られません。友人の世話まで行政用語に取り込めば，把握・啓発・取次ぎの対象は際限なく広がります。 第４条は早期かつ適切な実態把握に努め，第７条・第８条は関係機関・学校等に，関わりのある者がケアラーと認められるときは健康状態や生活環境等を確認し，支援の必要性を把握するよう求めます。本人同意を原則とするとはいえ，「発見しやすい立場」を条例で固定すると，学校・事業所・福祉現場に新たな点検業務が生まれます。家庭内の事情を行政と関係機関が拾う仕組みは，支援にもなりますが，監視と誤認の温床にもなります。	本条例案におけるケアラーについて，要介護認定を受けた介護者に限定していないのは，ケアラーへの支援が公的制度の認定の有無だけで決まるものではなく，既存制度の対象外の方も支援が必要となる場合があるためです。 第４条の実態把握については家庭への監視等ではなく，第７条及び第８条で関係機関等に求める協力については，新たな点検を生むことを趣旨としたものではありません。ケアラー本人の意向及びプライバシーを尊重しながら，慎重かつ適切に支援することを記載しているものです。
⑤	社会福祉協議会と役目が重なる。条例を増やす前に，社協に任せるか，補助金過多の社協を見直せ 本案が新たに置こうとする相談，早期発見，関係機関とのつなぎ，地域での見守り，権利擁護，家族支援は，すでに呉市社会福祉協議会が担っています。社協は地域福祉の推進，ボランティア・福祉教育，呉市権利擁護センター，障害福祉，くれ福祉人材バンク，心配ごと相談，福祉サービス利用援助「かけはし」を行い，音戸・倉橋と安芸灘の地域包括支援センターを市から受託しています。障害者の生活相談も福祉会館の呉地域障害者生活支援センターや各支所で受けています。	市，呉市社会福祉協議会，地域包括支援センター，学校その他の関係機関は，既にそれぞれの制度及び業務に基づいて，相談，早期把握，権利擁護，関係機関への取次ぎ等に取り組んでいます。このため，各機関は，必要に応じて，情報共有や連携が求められるところとなります。 ケアラーへの支援は，介護，障がい，医療，教育，児童福祉，就労，生活困窮等にまたがる場合があり，１つの機関だけで全てを完結することは困難と考えており，本条例案は，既存の各機関が，それぞれの専門性を生かしながら連携するための基本的な枠組みを定めるものであって，ケアラーの問題が多様

	成年後見の一般相談も社協です。 市側にも高齢者支援課，障害福祉課，こども家庭相談課，重層的支援推進室，学校安全課，高齢者相談室があります。ここに条例で「ケアラー支援」の協議の場と計画を足せば，窓口はさらに増えます。同じ世帯が市と社協と包括と学校に同じ話を繰り返すだけです。役割が重なるなら，条例を新設せず社協に任せれば足ります。任せられないなら，社協が機能していないということです。その場合に必要なのは理念条例ではなく，社協そのものの縮小です。 呉市は社会福祉法に基づき「社会福祉協議会運営助成事業」で社協に運営助成を出しており，令和６年度当初予算だけでも 4,252 万３千円です。加えて指定管理や包括支援センター受託，施設管理が別枠で重なります。民間法人でありながら行政の補助金・委託・指定管理に依存する準公的団体です。人件費補助と事業費補助を受け，共同募金やまごころ銀行まで抱え，市の広報機能の一部にもなっています。公費で維持する相談機関があるのに，議会が別の理念条例で「社会全体で支える」と書くのは，同じ仕事を二重に買うことです。 したがって次のいずれかにしてください。 （1）ケアラー相談は既存の社協・包括・市の窓口に集約し，条例はつくらない。 （2）社協がすでに公費で同じ領域を抱えている以上，運営助成と重複委託を削減し，将来的には社協の廃止または民間団体との競争入札に置き換える。 「民間の社会福祉法人」を掲げながら市の補助金なしでは成り立たない組織を温存し，その上に条例を重ねるのは，行政の過剰介入そのものです。	化・複雑化している現在において，必要であると判断しています。 社会福祉協議会への助成，委託，指定管理及び廃止を含めた組織の在り方は，各事業の法的根拠，実績，公益性，費用対効果等を検証して判断すべき別の政策課題であるため，本条例案を制定することと必ずしも結びつくものではないと考えます。
⑥	民間経験の薄い行政が役割を上乗せすると，市場と現場が歪む 介護保険，障害福祉，児童福祉，重層的支援，子育て世帯訪問支援は既にあります。不足があるなら，窓口の分かりにくさ，支給限度，人材不足，レスパイトの空き，就労継続の実務を直すべきです。条例で「社会全体で支える」と書いた瞬間，不足の責任は家族から市と民間へ移り，市は計画・協議体・啓発・調査を増やします。実際にサービスを増やすのは現場の人件費と受け皿です。	既存制度の運用改善，支援人材及びサービスの確保が，実効的なケアラー支援に不可欠であるとの御指摘は，そのとおりであると考えています。 本条例案はこれらに代わるものではなく，各分野の取組を連携させるための基本的な枠組みを定めるものです。 第６条における事業者に対する努力義務の規定や，第 10 条から第 12 条までにおける市に対する予算などの措置を求める規定は，今後のケアラー支援において，必要とされる

	事業者の役割（第６条）は，従業員がワーキングケアラーと認められるときは勤務上の配慮等に努めるとしています。大企業なら可能でも，呉市の多数を占める中小は代替要員も法務もありません。努力義務でも，市の啓発・協議の場・計画への記載が重なれば，事実上の要請になります。これは労働市場への介入です。 類似例として，埼玉県を皮切りに長崎県，岐阜県，藤沢市，大和郡山市など理念型のケアラー条例が広がっています。多くは財政措置が「講ずるよう努める」であり，本案第 12 条も同じです。努力義務だから無害ではありません。一度「市の責務」と「計画への明記」が乗れば，翌年度から予算要求の根拠になります。条例は無料ではありません。社協助成と条例予算が並走すれば，同じ相談を二つの公費で買うことになります。	対応と考えています。 ケアラー支援の取組については，御指摘のありました不具合が発生しないようにすることを踏まえ，適正に実施するよう努めてまいります。
⑦	人材政策・外国人就労の受け皿に使われるリスク 条例案自体に「移民」の文言はありません。しかし施行後に動くのは運用です。国は特定技能に介護分野を含み，2027 年４月からは技能実習に代わる育成就労が始まります。目的は国際貢献から人材確保へ移ります。 ここに「ケアラーを社会全体で支える」「事業者・関係機関は協力する」「財政上の措置に努める」が加わると，市独自の就労支援，受け入れ事業所への協力要請，相談・通訳・住居・研修の予算化に使えます。社協の人材バンクや福祉人材事業と結びつきやすい点も問題です。来年度以降に国の受入れが拡大する局面で，理念条例と社協の公費事業が重なれば，「条例があるから予算化する」材料になります。	本条例案の対象は，家族，友人その他の身近な人に無償でケアを提供するケアラーであり，外国人介護人材の受入れや福祉人材の確保を目的とするものではありません。 第６条及び第７条は，ケアラー本人への理解，配慮，情報提供及び適切な支援について協力を求めるものであり，また，第 12 条の財政上の措置も，本条例の目的に沿ったケアラー支援施策を対象とするものであり，ケアラー支援とは関連のない事項について対応を求めるものではありません。 外国人材の受入れに関する施策を実施する場合は，本条例とは別に，その必要性，法的根拠，対象，費用及び効果について検討し，判断されます。
⑧	今の議会構成や国政に依存する条例は脆い 議員提案の理念条例は，提案した会派と執行部の熱意がある間は動きます。議員の交代，市長交代，国の介護報酬改定，交付金の改廃があれば，協議の場は形骸化し，計画の文言だけが残ります。残るのは廃止しにくい条例と，毎年の啓発事業と，社協への経常助成です。人口減少下の呉市で，改廃の政治コストが高い規範を増やすのは危険です。	議員，市長，国の制度及び財政状況が変化する中で，条例や施策の実効性を継続的に確認し，必要に応じて見直すことは重要です。 ケアラーへの支援は，特定の議会構成や一時的な政策方針に限られた課題ではありません。このため，基本理念，各主体の役割及び連携の枠組みを条例として継続的に位置づけることには意義があると考えています。 本条例案は，毎年度，特定の啓発事業を実施することや，社会福祉協議会へ助成することを義務づけるものではありません。具体的な事業及び予算は，社会情勢等を踏まえて，

		その都度，判断されます。 条例の形骸化を防ぐため，第 11 条の協議の場等を通じて施策の実施状況と課題を確認し，必要に応じて計画及び事業の見直しを行ってまいります。
⑨	条例を増やすより，超過負担を減らせ 本市の個人市民税所得割は標準税率６％，均等割は年 3,000 円です。入湯税は鉱泉浴場の入湯客に，１人１日 150 円（日帰り 50 円）です。入湯税は観光・環境衛生等の目的税ですが，宿泊・入浴の価格に転嫁されます。人口も観光客も減る市が，規範条例と社協助成を残す一方で，滞在と居住のコストを残すのは逆です。 ケアラー世帯が本当に必要なのは，新たな行政カテゴリーではありません。手取りが増えること，仕事を辞めずに済むこと，民間サービスを買えることです。住民税・入湯税を含めた負担を下げる方が，世帯の選択を直接助けます。条例と社協は行政の仕事を増やし，減税は家計の裁量を増やします。優先順位が逆です。	税負担の軽減によって家計の可処分所得を増やし，就労継続やサービス利用の選択肢を広げるという御意見は，経済政策上の一つの考え方であると受け止めます。 一方，個人市民税や入湯税の見直しは，税負担の公平性，地方税法上の取扱い，行政サービスの財源及び市財政全体への影響等を踏まえて検討すべき事項です。また，減税は経済的負担の軽減に資する場合があるものの，相談先が分からない，複数の制度にまたがって支援につながりにくい，ケアと就労又は就学との両立が困難であるといった，ケアラーが抱える課題に直接対応するものではありません。 本条例案は，新たな給付制度を設けるものではなく，既存の制度及び関係機関をつなぎ，必要な支援に到達しやすくするための基本的な枠組みを定めるものです。したがって，税負担の見直しと本条例案は目的及び手法が異なり，優先度を比較し得る関係にはないと考えています。
⑩	代替案は，スタートアップ特区と期限付き減税である 理念条例で全国の後追いをするより，期限を切った経済実験の方が人口減少都市には合う。福岡市は国家戦略特区を使い，一定要件の設立５年未満スタートアップに，国税の軽減と法人市民税（対象所得）の免除を組み合わせました。熊取町や大阪市なども，特区・成長産業区域で地方税を最大ゼロにする例があります。全市全住民の住民税・法人税を無条件で５年免除するのは，現行地方税法のままではできません。だからこそ，国へ特区を求め，対象・期間・効果測定を法律で区切るべきです。 新規参入に限れば，５年間取らないことは制度設計として可能です。話題性があるのは，他市と同じ前文を写すことではなく，呉が税を捨てて人を呼ぶと決めることです。効果が出なければ終了する。条例と社協の経常助成は終了しにくい。減税時限措置は終了しやすい。こちらが先です。	スタートアップ支援，特区の活用及び期限付きの税負担軽減は，産業振興，雇用創出及び人口減少対策等の観点から検討される政策であると考えていますが，一方，本条例案は，現にケアを担う方の負担や孤立を軽減し，必要な支援につなぐための基本的な枠組みを定めるものです。 両者は目的，対象及び政策手段が異なり，スタートアップ支援が代替案になるとは考えていません。 特区や地方税の軽減については，法令上の要件，減収の影響及び政策効果等を踏まえて，別途検討すべき事項と考えています。

⑪	「社会全体で支える」は，責任の所在をぼかす 前文と基本理念は，ケアを社会全体で尊重し，家族だけに負担を集中させないと書きます。自治体が家族の役割まで規範化すると，私的領域の失敗を公的責任に切り替え，財源は税，実行は社協・民間・学校になります。対象が広く，効果測定が曖昧で，財政条項がある理念条例は，行政国家の拡張です。ケアが必要な人を支えることと，市が人生のあり方まで理念で書くことは同じではありません。	本条例案における「社会全体で支える」とは，家族の役割を市が一律に定めたり，家庭内の責任を全て公的責任に置き換えたりする趣旨ではありません。ケアの負担が特定の個人や家族に集中し，その方の健康，生活，就労又は就学に重大な影響が生じることを防ぐため，市，市民等，事業者，関係機関及び学校等が，それぞれの立場と権限の範囲で理解，配慮，情報提供及び支援への取次ぎを行うという「考え方」を示すものです。 各主体の役割を条例中で定めていますが，その目的は，ケアラー等の人生の在り方などについて示したものではありません。
⑫	結論 本案に反対します。理由は，定義の広さ，学校・事業者への役割上乗せ，財政条項による予算化圧力，外国人介護人材政策と結びつきうること，議員構成や国政が変わっても残ること，減税より規範を先に置く発想，そして社協・包括・市窓口と完全に重複することです。やるなら社協に任せ，任せられないなら社協の運営助成と重複委託を削り，廃止を含めて見直してください。その上に条例を足さないでください。必要なのは新しい前文ではなく，税負担の軽減と，期限付きの経済実験です。	本条例案は，新たな相談窓口，給付制度又は独立した計画を一律に新設するものではなく，既存の制度及び機関を前提として，支援から取り残されるケアラーを生じさせないための基本理念，各主体の役割及び連携の枠組みを定めるものです。 本条例案は，いつの時代にも適用すべき内容について定めたものであり，時の体制により，その考え方や判断が変わるものではありません。仮に，変更を要す事項が生じた場合には，その都度，対応していきたいと考えています。 税負担の軽減及び期限付きの経済施策については，ケアラー支援とは別の政策目的のものであり，本条例案の代替案になるとは考えていません。
⑬	前文にダブルケアラーの文言がありますが，第２条の用語の定義を列記する中に，ダブルケアラーの解説がないのは不備と思います。 一般には子育てと家族等のケアを言うと思うが，市民にわかりやすい表現での定義をお考えください。	市議会の考え方「１」にお示ししているとおりです。
⑭	呉市の福祉関連条例では「障害者」と漢字表記でしたが，今回初めて「障がい者」との標記になった事は大変良いことと思います。 逐条解説の第２条解説でも「害」を「がい」に変更して統一してほしい。 そこで，本条例制定の提案説明時に，執行部に呉市の全条例中の「障害者」の語句を「障がい者」に変更するよう促すことで，呉市議会の福祉施策への意気込みが発信できと思うので，ご検討お願いします。	第２条の逐条解説に記載している「障害者支援施設」は，障害者総合支援法第５条に規定された施設の正式名称であるため，「障がい者支援施設」への変更は考えておりません。 また，市の既存条例には，上位法令で定義された用語，法令名，制度の正式名称等を引用しているものがあり，それらの表記の変更は困難と考えています。 このため，本条例の提案に併せて，市の全条例について「障害」の表記を一律に変更す

		ることは考えていません。
⑮	前文　３行目 社会を成り立たせてきた大切な営みであり， →成り立たせている大切な営みであり， （理由） 過去も現在もこれからも，ケアは大切な営みである。	御意見のとおり，ケアは，これまで社会を支えてきた営みであると同時に，現在，そして将来にわたって社会を成り立たせるために欠かせない営みです。 「成り立たせている」とすることで，ケアの普遍的かつ継続的な重要性がより明確になり，前文の趣旨を適切に表すことができると考えています。 御意見を踏まえ，前文該当部分を次のとおり修正します。 【修正前】 社会を成り立たせてきた大切な営みであり， 【修正後】 社会を成り立たせている大切な営みであり，
⑯	前文　15 行目 ケアラーの種類も多様化・複雑化している →ケアラーも多様化・複雑化している（「の種類」）を削除） （理由） 人を種類分けすることに違和感があります。削除しても文意は損なわれませんし。	人を種類分けするように受け取られない表現とすることは重要です。また，「の種類」を削除しても，ケアラーを取り巻く状況が多様化・複雑化しているという趣旨は維持できると考えています。 御意見を踏まえ，より適切な表現となるよう，前文該当部分を次のとおり修正します。 【修正前】 ケアラーの種類も多様化・複雑化している 【修正後】 ケアラーも多様化・複雑化している
⑰	（定義） 第２条（8）関係機関に関する解説７ページ「社会福祉施設をいいます」 ・この解説では，通所事業所や訪問事業所は含まれないことになります。解説の修正が必要です。 ・関係機関の役割（第７条）を通所事業所や訪問事業所が果たすことは，ケアラー支援を推進するためにとても重要で効果的です。	第２条第８号の「関係機関」には，入所施設だけでなく，通所サービスや訪問サービスを提供する事業所も含むことを想定しています。 「社会福祉施設をいいます」とする解説では，その範囲が十分に伝わらないため，対象をより明確にする必要があると考えますので，通所事業所及び訪問事業所も「関係機関」に含まれることが分かるよう，逐条解説を次のとおり修正します。 【修正前】 社会福祉施設をいいます。 【修正後】 社会福祉施設のほか，各種社会福祉事業を行う事業所をいいます。

⑱	（広報及び啓発） 第９条第１項・第２項 ・現在の条文では，第１項はケアラー自身の気づき，第２項もケアラー自身が置かれている状況の理解となっています。第１項を社会の理解，第２項をケアラー自身の理解に整理した方が良いと思います。 〈参考〉 （広報及び普及啓発の促進） 第 11 条 市は，広報及び普及啓発を通じて，市民等，事業者，学校等を含む関係機関，民間支援団体等が，ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識を深め，社会全体からケアラー支援が推進されるよう，必要な施策を講じるものとします。 (2) 市は，ケアラーが自らの置かれている状況について理解し，必要な支援を求めることができるようにするため，市民等，事業者，学校等を含む関係機関，民間支援団体等に対し，ケアラー支援についての普及啓発その他の必要な措置を講じるものとします。	第９条第１項は，潜在的ケアラーが，自身がケアラーであることに気づけるよう，市がケアラーの存在を市民等に広報することにより，ケアラーの認知度向上を目指した「社会的理解」を向上させるための記載です。 また，同条第２項は，ケアラーが自分自身の状況を理解し，自ら必要な支援を求めることができるように，市が行うケアラー支援の理解や意識を高めるための働きかけについての記載です。 当該条文は，このままといたします。
⑲	（ケアラー支援施策） 第 10 条 ・ケアラー支援施策の実施のために，市町村地域福祉計画に基本的な考え方を定め，具体的施策については各個別計画に明記するという条文ですが，これでは，ケアラー支援を「総合的かつ計画的に実施」（(市の責務)）第４条）するのは難しいと思いますので，独立した「ケアラー支援推進計画（仮称)」を策定すべきであると考えます。そして，支援計画に関すること及びケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について，市が設置する協議の場（(協議の場の設置）第 11 条）で意見を求めることで，市の責務が果たせると思います。 ＊ご覧になっているかと思いますが，栗山町や京都市，藤沢市のケアラー支援推進計画は，なぜ計画が必要かを教えてくれます。 （理由） 前文に明記してあるように，ケアラーは多様化・複雑化しています。ケアラー支援施策	各分野におけるケアラーの現状や課題，対応策は，それぞれ異なることから，福祉における最上位計画である，呉市地域福祉計画で基本的事項を，分野ごとの個別計画で具体的施策を定めることで，実効性が高まるものと考えております。 また，第 11 条は，ケアラー支援が縦割りではなく，横断的なものとなるよう，各分野からの参画による協議の場を設置するものです。 この協議の場には，外部の団体等にも参画していただき，現状や課題を把握した上で施策に反映することで，総合的かつ計画的な推進が図れるものと考えています。

	は，地域福祉だけでなく，教育や労働，経済など多方面に渡る内容を包括的に網羅することが必要です。高齢者や障がい者，子どもなどケアの必要な人を支援する計画それぞれに付属的に入れてもらうのではなく，ケアラーを主体としなければ，多様なケアラーは捉えきれません（多様なケアラーについては『政策提言』集５ページをご覧ください）。 また，個別計画の審議の場に「ケアラー」に詳しい職員や委員がいるとは限りません。 ケアラー支援のためには，ケアラーや関係機関・市民等の実態調査等によりケアラーを取り巻く状況を踏まえ，ケアラーの抱える問題や課題を整理し，基本理念をベースに基本方針を立て，支援のための具体的な取組みを定め，多様な主体と計画的に推進することが不可欠です。進捗管理や評価も必要です。 個別計画の中にケアラー支援の取組みを明記することは必須ですが，個別計画を全て見ないとケアラー支援施策の全貌が掴めないのでは，また，個別計画の中で縦割りにケアラー支援事業が行われるのでは，ケアラー支援を総合的かつ計画的に推進することは難しいと思われます。	
⑳	条文の追加について（１） <u>人材の育成</u> 市は，ケアラー支援の充実を図るため，相談，助言，日常生活の支援等の支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。 （理由） ケアラーの理解，ケアラー支援の理解は研修なしには進みません。 なぜケアラー支援が必要かについては，「ケアラーの負担軽減」にとどまっていますし，どこからがケアラーか，ヤングケアラーかの線引きをしたがります。	ケアラーの状況は多様であり，画一的な基準で支援の対象を判断するのではなく，本人の生活への影響や意向を踏まえて対応することが重要であり，支援に携わる職員や関係者がケアラー及びケアラー支援について理解を深め，適切に支援へつなぐための研修や人材育成は必要であると考えています。 一方，人材育成はケアラー支援施策を実施するための具体的な手法の一つであり，現行案の第４条及び第 10 条に基づく施策として，必要に応じて実施することが可能です。 条例に個別の施策を追加するのではなく，研修の対象，内容及び実施方法等について，関係機関の役割や実情を踏まえて検討することが適当であると考えるため，原案を維持します。
㉑	<u>条文の追加について（２）</u> <u>民間支援団体等による支援の推進</u> 市は，民間支援団体その他のケアラーを支援している者が適切かつ効果的にケアラーの支援を推進することができるよう情報の提供，助言その他の必要な施策を講ずるもの	民間支援団体等は，交流の場の提供や当事者に寄り添った支援など，公的機関とは異なる特性を生かした重要な役割を担っており，その活動を支援することは重要であると考えています。 一方，本条例案では，第４条第３項において，市，市民等，事業者，学校，関係機関等

	とする。 （理由） 行政は，協力は求めますが，サロン活動の場や広報，研修などへの支援はまだまだです。	が相互に連携することを定めています。民間支援団体等への情報提供や助言，広報への協力等についても，この連携の中で実施できるものと考えています。 活動場所，広報及び研修を含む民間支援団体等への支援については，条例制定後の具体的な施策を検討する際に考えさせていただきます。
㉒	第２条の（８）「福祉」を追加すべきではないでしょうか。 ・「福祉」が抜けていると思います。また，「それに類する分野」とするか，「関係機関や関係職員等」などとするか，どちらが広範な関係者をカバーできるか，検討した方が良いような気がします。 行政一般の職員も関わりますし，民生委員など，関係専門職も関わる場合があります。	第２条第８号では，介護，児童福祉，障がい者・障がい児支援及び生活困窮者支援等，福祉に関する分野を具体的に列挙しており，併せて「その他これらに類する分野」と記載して，福祉分野を広く対象とする形としています。 このため，「福祉」を別に追加しなくても，各分野を対象とできるものと考えています。 一方，「関係機関」は機関を定義するものであるため，行政職員，民生委員・児童委員その他の専門職個人を，直接その定義に含める構成とはしていません。 関係職員の記載については，関係機関を定義していることから，そこに含まれるものと考え，特に記載はいたしません。
㉓	第２条の（９）ヤングケアラーに係る機関に「就労支援」を追加すべきではないでしょうか。 ・子どもを意識しているのだと思いますが，教育だけでなく，保健，就労支援や，医療，相談機関（(例）子若センターなど,）など，関わる機関は多いため,『教育に関する業務』では狭いように思います。第３条には，若者ケアラーのニーズも含めて記載があります。	ヤングケアラー及び若者ケアラーの支援には，教育分野に限らず，福祉，保健，医療，就労支援，相談支援等の幅広い機関が連携して取り組むことが重要であると考えています。 第２条第９号は，ヤングケアラーが学校生活や学業，進路等に影響を受けやすいことを踏まえ，関係機関のうち，特に教育に関する業務を行う機関を「学校等」として定義するものです。ヤングケアラーに関係する全ての機関を「学校等」として定義する趣旨ではございません。 保健，医療，就労支援及び相談支援を行う機関については，第２条第８号の「関係機関」に含まれ，それぞれの役割に応じて支援に関わることを想定しています。
㉔	第２条（３）と第３条（５） ヤングケアラーの定義と理念について ・「18 歳以降のヤングケアラー」の支援対象として，結婚や出産が含まれることに少し違和感を覚えました。結婚し，子育てをしている 30 代のケアラーさんは，「ヤングケアラー」なのでしょうか。	本条例案の「ヤングケアラー」を「おおむね 40 歳に達するまでの者」とする定義は，成人後のケアラーを年齢のみで一律にヤングケアラーと位置づけて，その状況を判断するといった考えではありません。 国においては，こども期に家族の世話その他の日常生活上のケアを過度に行っていると認められる子ども・若者について，18 歳到

	・ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト（ＹＣＰＪ）では，「18 歳以降のヤングケアラー」への違和感が議論されています。例えば，30 歳で障害のあるお子さんを育てておられる方は，「18 歳以降のヤングケアラー」として支援を受け，40 代以降で障害のあるお子さんを育てておられる方は，「ケアラー」として支援を受けることになるのか？など ・現状では，障害児・者のケアラーさんへの支援が年齢によって分断されそうで，心配です。 ・また，上記の条例内容は，こども家庭庁の「18 歳以降のヤングケアラー」の対応方針とも齟齬があるように思います。こども家庭庁は「18 歳以下のヤングケアラー」の範囲について「こども期（18 歳未満）に加え，進学や就職の選択など，自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね 30 歳未満。その状況等に応じ，40 歳未満の者も対象となり得る」と述べています。このこども家庭庁の方針からは，「18 歳以上のヤングケアラー」の支援対象の範囲は，「大人への移行」の課題（教育，就労）に取組む 40 歳未満と捉えられます。 ・ＹＣＰＪでは，「18 歳以降のヤングケアラー」への違和感への対応方針は明確には出せていないのですが，現時点では，「18 歳以降のヤングケアラー」の支援対象は「大人への移行」であり，40 歳未満で，結婚して新たな家庭を持ち，子育てをしているケアラーさんの支援は「ケアラー支援」の対象と整理していこうと考えています。	達後も，進学や就職等の自立に向けた移行期を切れ目なく支援する観点から，おおむね 30 歳未満を中心とし，状況等に応じて 40 歳未満の者も支援対象となり得るとの考え方が示されています。これは，40 歳未満のケアラーを一律に「ヤングケアラー」と定義する趣旨ではありません。 本条例案では，若い時期からケアを担ってきた方を成人後も切れ目なく支援するため，本条例の定義として，ヤングケアラーを「おおむね 40 歳に達するまでの者」としています。 また，ヤングケアラーについては，若い時期から担ってきたケアが，進学，就職，結婚，出産等の人生の選択に及ぼす影響を踏まえ，切れ目なく支援することが重要であると考えています。 本条例案は，ヤングケアラーを含む全てのケアラーを支援対象としているため，結婚して新たな家庭を持ち，子育てをしながらケアを担う人についても，個々の状況やニーズに応じたケアラー支援が行われるよう努めます。
㉕	第 10 条について，施策の在り方について要検討では？ ・「市町村福祉計画に定める」という手法はありますので，市がそのように位置付けるのであればよいとは思います。ただし，現行の「個別計画の中に明記」では，現在個別法・制度のない，ケアラーは施策の対象外となります（例えば，引きこもりケアラーとか，依存症の人のケアラーとか）。今のままでは，支援の隙間が生まれ，個別政策のないケアラ	本条例案では，第２条の定義において，ケアラーを，ケアを必要とする人の状態や利用する制度等によって限定していません。このため，ひきこもりや依存症のある人をケアする人を含め，個別の法令，制度又は計画の対象となっていない人も，本条例に基づく支援の対象となります。 第 10 条は，個別計画の対象となるケアラーだけを支援する趣旨ではありません。福祉における最上位計画である，呉市地域福祉計画にケアラー支援に関する基本的な考え方

	ーに目が行き届かなくなるように思います。 ・すべてのケアラーを支援の対象として位置づけるには，基本施策として，あまねくすべての状態にあるケアラーを対象とすることを明記する必要があります。やはり，個別施策だけでなく，「総てのケアラー」を１項起こす必要があるのではないでしょうか？	を定めることで，制度や分野を横断する共通の方向性を示した上で，各個別計画には，それぞれの分野に応じた具体的な施策を位置づけるものです。 また，第４条では，市がケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を定めています。これらの規定を一体的に運用することにより，個別計画への位置づけの有無にかかわらず，全てのケアラーを支援対象とし，制度の狭間にある課題や複合的な課題についても，関係部署及び関係機関が連携して対応することができます。 したがって，第 10 条に「全てのケアラー」に関する項を別に設けなくても，御意見の趣旨は含まれているものと考えています。
㉖	第 10 条　地域福祉計画及び個別計画について ・ケアラー支援についての計画への入れ方として勉強になりました。 ・第７条で事業者の努力義務として「ワーキングケアラーへの支援」が謳われていますが，これを進めるための計画として，地域福祉計画や掲載されている個別計画で十分なのだろうかと気になりました。 ・呉市のＷＥＢページを見ると，「雇用・労働支援」は「産業振興」局の管轄になっており，「産業振興」に関わる計画の中に「ワーキングケアラーへの支援」を入れてもらう必要はないでしょうか。	【※意見５行目の「第７条」は「第６条」の内容と判断し，考え方を作成しています。】 ワーキングケアラーへの支援を進めるためには，福祉部門と産業振興・雇用労働部門が連携し，事業者への理解促進及び情報提供，仕事とケアを両立しやすい職場環境づくり等に取り組むことが重要であると考えています。 第 10 条は，ケアラー支援に関する基本的な考え方を地域福祉計画に定めるとともに，介護，高齢者福祉，障がい福祉，医療，教育，児童福祉等に関する個別計画に具体的な施策を位置づけることを定めています。「等」には，具体的な施策の内容に応じて，雇用・労働又は産業振興に関する計画も含まれ得るものと考えています。 雇用・労働に関する支援を，どの計画に位置づけるかについては，各計画の目的，対象及び改定時期並びに具体的な施策の内容を踏まえて判断する必要がありますが，計画への記載の有無にかかわらず，第４条に基づき，福祉部門，産業振興・雇用労働部門その他の関係部門が連携して取り組む必要があります。 現時点では，本条例案や産業振興関係の計画に，雇用等に関する支援についての市の責任は，記載しませんが，御指摘のあった，雇用労働部門との連携及び関係計画への位置づけについては，具体的な施策を検討する際の参考といたします。
㉗	ＫＣＳ（仮称 呉市ケアラー支援ステーション）等の誰でも見つけられ易い名称を付	ケアラーが，必要な相談窓口や支援に円滑につながるため，支援に関する情報を分かり

	け，社会的認知・アピールするためイメージマーク等公募する。(世の中には車のシルバーマーク始め老若男女誰でもが覚えやすいイメージマークがある) 公募の広報で条例制定の周知・宣伝にも効果があがると考える。	やすく発信し，相談先を見つけやすくすることは重要であると考えています。また，親しみやすい名称やイメージマーク等の活用は，ケアラー支援に対する市民の関心を高め，条例の趣旨を広く周知するための手法の一つであると考えています。 一方，相談窓口の名称，設置方法及び広報手法については，既存の相談窓口との関係や役割分担，相談者にとっての分かりやすさ，運用体制及び費用等を踏まえ，条例制定後の運用の中で検討すべき事項であると考えており，条例中に個別具体的な施策の記載はいたしませんが，参考とさせていただきます。
㉘	行政(役所等) 外にＫＣＳを置き，公募で専従・ボランティアに活動を委託する。(有賞・無賞希望に沿う) 理由(お役所の方には市民はモノが言いにくいのです) 運営経費はCF(クラウドファンディング・市民の寄付等)で賄い，不足が生じたらバザーやキッチンカー等の催事をして生み出す。 総合プロデューサー・コーディネーター・オブザーバーを置き，行政職の人は運営にタッチしない。(議員さん方の責務は条例制定である，運営ではない)	ケアラーが，安心して相談できるよう，相談しやすさに配慮するとともに，行政機関だけでなく，地域の関係機関や民間支援団体等と連携した支援体制を整えることは重要である一方，相談支援の実施に当たっては，専門性，継続性，個人情報の適切な取扱い，相談内容に応じた公的支援への確実なつなぎなどを確保する必要があります。 そのため，行政職員が関与しない体制や，寄付・催事収入等を主な財源とする運営方法については，安定的かつ継続的な支援体制の確保という観点から，慎重な検討が必要です。 また，相談窓口の設置場所，運営主体，人員体制及び財源等は，条例に一律に定めるのではなく，既存の相談窓口や関係機関との役割分担，支援ニーズ，実施体制等を踏まえて，施策を実施する段階で検討すべき事項であると考えますが，具体的施策を検討する際に参考とさせていただきます。
㉙	先ず現状把握・理解のため，最前線で働く人に集まって頂き，最前線の現場の声を直接聞く。(有賞・自由参加・感心のある市民) 職責上，手が出ないケース(手を差し伸べたくても他の機関へさえも繋げられないケースは多々あると想像する。役所のワンストップサービスが言われても，やはりどこへどう支援を頼めばよいか,,,。最前線の現場で働く方々も問題として積み残すしかない) 「問題を問題として悩まない」これこそが誰一人取り残さない最短コースである。 そして，相談(問題)は全てエクセルに入力して，分析好きな人に分析してもらう。必ず問題点が出てくるはずである。これは AI に	ケアラーへの支援については，関係機関と情報共有し，関係者と連携し，また，利用者等からの意見も聞きながら，進めることが重要と考えています。 支援の実効性を高めるためにも，条例中に規定する協議の場も活用しながら事業を推進し，ケアラー等に寄り添った支援をするとともに，関係機関との連携を通じて，組織的に支援したいと考えています。

	は任せられない。(問題を抱え相談をする人は聞いてもらえただけで半分は問題が解決する。受ける人は余りの問題の深刻さに共感疲労起こしたり，過剰に接近すると，共依存の関係に陥ってしまう結果もある) そして，人の感じ方・考え方は変化しながら成熟してゆくという不変の人間信頼に落ち着く筈である。明日の朝の朝食位は準備できる余力をもたらすものが，人対人の相談・支援であり，これこそが，「誰一人取り残さない共生社会」への取り組みではないかと愚考します。	
㉚	「迷子の心理を御存じですか?」 私はこれを湯浅誠さん(反貧困ネットワーク代表・こども食堂全国 1 万ヶ所の代表でもある)に訊くと「知らない」と言うので教えてあげた。 40 年前に目にしたディズニーのスタッフマニュアルに書いてあるそうで，「迷子は最初に見つけてくれた人の手を親が現れるまで決して離さない」 色々な相談に来る人も生活の・人生の迷子状態で相談先さえ分からない人もいるだろう。ＫＣＳへ行けばケアラーは相談できる。そのことでどんな恥ずかしいことでもＫＣＳなら守ってくれる。相談先は無料でお役所らしくなく，フリースペースもカフェもほんの少しの衣類やフードバンクも利用できる。利用の資格は問わない。相談した人だけの特典。(相談した人の説明疲労の解消策) 人口減少の呉市だからこそ，全国モデルになるようなケアラー支援条例制定が実現することを，願ってやみません。	ケアラーの中には，自らがケアラーであることに気付いていない人，どこに相談すればよいか分からない人，悩みや困り事を周囲に打ち明けることが難しい人もいると考えられます。また，課題が複雑化・複合化し，一つの制度や窓口だけでは十分な対応が難しい場合もあります。 本条例案は，まさにそのようなケアラーを社会の中で孤立させず，必要な支援につなげ，安心して生活できるようにするために制定するものです。条例によって，市，市民等，事業者，学校等，関係機関及び民間支援団体等の役割を明らかにし，ケアラーに関する理解を広げるとともに，相談しやすい環境づくりや必要な支援へのつながりを社会全体で支えていくことを目指しています。 相談者が同じ事情を繰り返し説明することによる負担を軽減すること，相談内容やプライバシーを守ること，最初に相談を受けた窓口が適切な支援先につなぐことは，相談支援を行う上で重要です。 「ＫＣＳ」の設置や，フリースペース，カフェ，衣類・食料の提供等の具体的な支援方法については，条例において一律に定めるのではなく，条例制定後の施策を検討する段階で決めるべき事項でありますが，今後，検討する際の参考とさせていただきます。